

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで
昭和 60 年 12 月ごろ、A 区の職員から、「将来のために国民年金に加入したほうがよい。」との説明を受け、61 年 1 月に国民年金に加入し、納付を始めた。その際、60 年 6 月から同年 12 月までの期間の未納分も納付するように言われたが、一度では納付できなかつたので、毎月の納付分と一緒に、未納分を 1 か月分ずつ全額納付した。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 63 年 2 月以降、資格取得は 20 歳到達時の 60 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は納付の時効となっており、納付することができなかつたものと推認される。

また、オンライン記録から、申立人は、上記の遡及して資格取得した期間のうち、納付の時効に至らない期間であった昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付（納付日は、63 年 3 月 4 日）していることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから37年ごろまで
② 昭和40年4月21日から44年4月21日まで
③ 昭和44年6月10日から46年10月31日まで
④ 昭和46年11月6日から47年12月4日まで
⑤ 昭和48年2月1日から49年8月2日まで
⑥ 昭和57年12月1日から58年5月11日まで

申立期間①について、私は、A株式会社B工場で働いていた。私が住んでいる地域の大勢の人と一緒に、同工場へ働きに行った。

また、申立期間②について、C株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和38年12月12日から40年4月21日までの期間とされているが、44年4月20日まで勤務していたはずである。

申立期間③は株式会社Dに、申立期間④は株式会社Eに、申立期間⑤はF株式会社に、申立期間⑥はG株式会社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入期間の記録が間違っている。

申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「昭和24年ごろから37年ごろまでA株式会社B工場へ、H市町村周辺に住む100人ぐらいの人と一緒に働きに行き、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、事業所名簿及びオンライン記録によれば、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であり、申立期間①当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態等の証言を得

られない。

また、A株式会社B工場に勤務していた社員は、「毎年、4月ごろから7月ごろまでは、I都道府県外の人を大勢雇用していたが、通年で雇用している正工員は3、4人ぐらいだった。」と証言しており、上記の社員が、申立期間①当時、通年で雇用していたと記憶する地元の正工員は、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年6月1日に被保険者資格を取得し、それまでは国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和29年3月8日から同年11月26日までの期間は、J株式会社K工場に勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和38年12月12日から40年4月21日までしか無いが、44年4月20日まで勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、同社の元工場長は、「申立人は出稼ぎ労働者のような雇用形態で採用していたので、通年雇用で6年間も在籍していたという事実は無い。」と証言している。

また、申立人は、「C株式会社はL市町村にあり、私はそこで勤務していた。」と述べているところ、同社では、「当社は、昭和41年8月にL市町村からM区に移転した。」と回答している。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和40年9月24日から41年3月20日までの期間はF株式会社に、42年10月1日から43年4月1日までの期間は株式会社Dに、43年4月1日から44年6月6日までの期間は株式会社Eに、それぞれ勤務していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「株式会社Dにおける厚生年金保険の記録は、昭和42年10月1日から43年4月1日までの期間とされているが、私が同社で勤務したのは、44年6月10日から46年10月30日までの期間である。」と主張するところ、雇用保険の記録においても、加入期間は厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、株式会社Dの元専務は、「申立人についての記憶は無いが、申立人が主張するように2年以上も在籍していた従業員であれば、私の記憶に残っているはずである。申立人はおそらく1年未満しか在籍していないのではないか。」と証言している。

さらに、株式会社Dは、申立期間③の期間内の昭和45年8月26日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、雇用保険の記録から、申立人は、44年11月17日から45年2月28日までの期間は、N株式会社に勤務していることが確認できる。

- 4 申立期間④について、申立人は、「株式会社Eにおける厚生年金保険の記録は、昭和43年4月1日から44年6月6日までの期間とされているが、私

が同社で勤務したのは、46年11月6日から47年12月3日までの期間である。」と主張するところ、雇用保険の記録においても、加入期間は厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によれば、株式会社Eは、申立期間④より前の昭和44年6月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「F株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和40年9月24日から41年3月20日までの期間とされているが、私が同社で勤務したのは、48年2月1日から49年8月1日までの期間である。」と主張するところ、雇用保険の記録においても、加入期間は厚生年金保険の記録と一致しており、申立期間⑤に被保険者であった複数の者がいずれも申立人を記憶していないことから、申立期間⑤に申立人が同社で勤務していたことを確認できない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間⑤のうち、昭和48年11月10日から同年12月31日までの期間は、株式会社Oで勤務していることが確認できる。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「G株式会社における厚生年金保険の記録は、昭和57年4月1日から同年6月26日までの期間とされているが、私が同社に勤務していたのは、57年12月1日から58年5月10日までの期間である。」と主張するところ、同社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録では、申立人が同社に勤務していたのは、56年11月15日から57年4月15日までの期間であり、申立期間⑥に勤務していたことは確認できない。

また、G株式会社では、「当社が保管する給与支払内訳明細書では、申立人への給与は、昭和56年11月分から57年4月分まで支払い、そのうち厚生年金保険料の控除を行ったのは57年4月分のみである。同年5月分の給与を支払った事跡が無いので、申立人の57年5月分の厚生年金保険料は当社が全額負担したものと推測される。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間⑥のうち、昭和58年1月16日から同年5月11日までの期間はP株式会社で勤務していることが確認できる。

- 7 このほか、申立人が申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 10 日から 32 年 4 月 30 日まで

私がA株式会社に勤めていた昭和 29 年 4 月 10 日から 32 年 4 月 29 日までの期間について、脱退手当金が支給されているため記録に反映されない旨の説明を受けた。退職時に、会社から退職金はもちろんのこと、一時金等を受領した覚えは無い。当時、私は会社で経理全般を手掛けており、脱退手当金が支払われていることにどうしても納得がいかないのので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 5 月 31 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A株式会社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に女子正規脱退手当金（昭和 29 年 5 月 1 日から 36 年 10 月 31 日まで）の支給記録がある、3 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失から脱退手当金支給までの期間について、オンライン記録を確認したところ、それぞれ、約 1 か月、3 か月、5 か月となっており、当該同僚のうち一人は、「脱退手当金は受給している。自分で請

求したか、会社で請求したかは覚えていないが、年金手帳に「脱退」と記入されているので、自分では受給したと思っている。」と証言している上、「当時は、制度的に女の人が退職するときは、年金を一時金として受給することになっていたのもので、自分も脱退手当金を受給することにしたのだと思う。」と証言している。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 26 日から 45 年 1 月 27 日まで

私は、有限会社Aに勤務していたが、昭和 41 年に最初の事業所で勤務した時から所持していたカードのほかに、同事業所からもう 1 枚のカードを渡された記憶があるので、厚生年金保険に加入していたと思っている。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事務担当者の証言から、申立人は、有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によれば、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 4 月 1 日であり、同日より前は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、有限会社Aが保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の氏名及び生年月日が二重線で抹消され、被保険者番号も記載されていないことが確認できる。

このことについて、同事業所では、「会社が適用事業所となった際に、7 人について厚生年金保険の資格取得手続きをしたが、申立人は休むことがあったので、税理士と相談して厚生年金保険に加入させなかった。申立人の給料から、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しており、オンライン記録においても、上記 7 人は昭和 44 年 4 月 1 日に資格取得しているが、申立人の氏名は無いことが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 15 日から 24 年 7 月 27 日まで

私は、昭和 23 年 4 月に A 事業所に採用となり、33 年まで B 国船籍の船舶に乗っていた。

船員手帳では、雇入れ日は昭和 23 年 4 月 15 日となっているが、船員保険の加入は 24 年 7 月 27 日からとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載内容から、申立人は申立期間当時、B 国船籍の船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船員保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によれば、申立人を雇用し、B 国船籍の船舶の乗組員として配乗を行っていた A 事業所が、船員保険の適用船舶所有者となったのは、申立人が船員保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和 24 年 7 月 27 日であり、同日より前は適用船舶所有者とはなっていないことが確認でき、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係欄に記載された船員保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、A 事業所において、申立人と同日の昭和 24 年 7 月 27 日に船員保険の資格取得が確認できる者についても、その者の船員手帳の記載内容から、取得日より前の同年 1 月に雇い入れられていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。